

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号

違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 久 和 進 外3名

令和3年3月10日

証 抱 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第48号証

証拠の標目	安全性向上に向けた更なる取組みについて (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000298747.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年1月23日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和2年1月23日に開催された令和元年度第55回原子力規制委員会臨時会議において、補助参加人が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・補助参加人は、本件原子力発電所の安全性向上のため、原子力部門（発電所・原子力部）から独立した立場で観察を行う原子力安全推進部や、WANO（世界原子力発電事業者協会）、JANSI（原子力安全推進協会）をはじめとする外部の知見の活用等、本件原子力発電所の安全性の継続的向上にも取り組んでいること（準備書面(5)第1（6頁）、同第2の1(2)イ（12頁）：本書証15ないし19頁）

乙第49号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請 及び津波に対する安全強化策について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/11040801.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年4月8日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助参加人は、「今後、国等により福島第一原子力発電所で発生した事故に係る解明が行われるものと考えており、その詳細内容、原因等を踏まえた対策についても適切に対応してまいります。」との方針を明らかにしたこと（準備書面(5)第2の1(2)ア（8頁）） ・補助参加人が、福島第一原子力発電所事故を踏まえて、本件原子力発電所の「安全強化策」を取りまとめ、公表したこと（準備書面(5)第2の1(2)イ（11頁））

乙第 50 号証

証拠の標目	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000069286.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 26 年 10 月 8 日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、原子力規制委員会が福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国会事故調報告書が主張する、地震動による配管からの冷却材の漏えいの可能性について、「津波到達前までは、炉心の露出・損傷に至るような原子炉圧力容器からの冷却材の漏えいはなかった。」、「地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すデータは見いだせない。」として、否定していること（準備書面(5)第 2 の 1(2)ア（9 頁）：本書証 6 頁） ・国会事故調報告書が主張する、地震動による非常用電源の機能喪失の可能性について、「A 系非常用交流電源系統が機能喪失した原因是、津波による浸水であると考えられる。」として、否定していること（準備書面(5)第 2 の 1(2)ア（9 頁）：本書証 16 頁）

乙第51号証

証拠の標目	それでも原発が必要な理由（抜粋） [表紙、99ないし109頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月1日
作 成 者	櫻井よしこ、奈良林直
立 証 趣 旨	<p>本書証は、ジャーナリスト及び原子炉工学の専門家である筆者らが、原子力発電について述べた書籍の抜粋である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を設置し、現地調査等を踏まえ、平成26年10月8日、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書」を取りまとめ、国会事故調報告書による、福島第一原子力発電所において地震動による重要な安全機能の喪失が発生した可能性があるとの主張を否定していること（準備書面(5)第2の1(1)ア（9頁）：本書証100ないし109頁）を明らかにする。</p>

乙第52号証

証拠の標目	第200回国会 衆議院経済産業委員会議録第3号 (抜粋) (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/120004080X00320191106 よりダウンロード) [1, 18ないし20頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年11月18日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、令和元年11月6日に開催された、衆議院経済産業委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・更田豊志・原子力規制委員会委員長は、国会事故調報告書が主張する、福島第一原子力発電所事故における地震動による配管からの冷却材の漏えいの可能性について、「地震動を原因とする冷却剤（引用者注：正しくは「冷却材」）の漏えいの可能性については、原子力規制委員会は、二〇一四年、平成二十六年十月に取りまとめた中間報告の中で調査分析をしております。御質問にもありましたが、原子炉の水位、圧力等に大きな変動はなく、地震発生から津波の到達まで原子炉圧力バウンダリーから漏えいが発生したことを見すデータはありませんでした。」とし

て、否定していること（準備書面(5)第2の1(2)ア
(9頁)：本書証18, 19頁)

・更田委員長は、木村俊雄氏の主張について、「御指摘の主張は、炉心流量という一つのパラメーターにのみ着目して展開をされていますけれども、他のパラメーターは、炉心流量の喪失や燃料の喪失があったというようなことは示しておりません。原子力規制委員会としましては、これまでの見解を覆すような新事実が示されたとは考えておりません。」として、否定していること（準備書面(5)第2の1(2)ア (9頁)：本書証19頁）

乙第53号証

証拠の標目	東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の検討と対策の提言 (一般社団法人日本原子力技術協会ウェブサイト http://www.gengikyo.jp/report/data/F1_Jiko_Houkoku.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年10月
作成者	日本原子力技術協会 福島第一原子力発電所事故調査検討会
立証趣旨	本書証は、日本原子力技術協会（現・原子力安全推進協会）が福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・国会事故調報告書による、地震動による重要な安全機能の喪失が発生した可能性があるとの主張について、「地震動に対し、津波が到来するまでは、非常用D Gから電源の供給を受け、海水系やI C、R C I C等は運転されており、非常用炉心冷却系（以下、「E C C S」という）（海水系含む）等の工学的安全施設の機能は健全であった。」、「津波到達の前に既に地震により配管が破断していたのではないかとの議論がなされているが、原子炉冷却材圧力バウンダリの配管は健全であったものと考えられる。」として、

	<p>否定していること（準備書面(5)第2の1(2)ア（9, 10頁）：本書証2-10頁）</p> <ul style="list-style-type: none">・補助参加人を含む同協会会員が福島第一原子力発電所事故について調査、検討を実施し、補助参加人はこれを踏まえ、「安全強化策」に加えて、「安全性向上施策」を講じていること（準備書面(5)第2の1(2)イ（12頁））
--	---

乙第54号証

証拠の標目	福島第一原子力発電所1号機において地震に起因する冷却材漏えいが事故の原因となった可能性があるという指摘について (日本原子力研究開発機構ウェブサイト https://jopss.jaea.go.jp/pdfdata/JAEA-Technology-2014-036.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月28日
作 成 者	久木田豊、渡邊憲夫
立 証 趣 旨	<p>本書証は、日本原子力研究開発機構において、福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、国会事故調報告書が主張する、地震動による配管からの冷却材の漏えいの可能性について、「地震によって冷却材の漏えいが発生したという事実は確認されていない。地震による冷却材漏えいの可能性に関する指摘の内容は、漏えい発生の蓋然性に関するものや、漏えい発生の徴候であり得るとされたもの、証言等に基づくものであって、その後の東電や規制機関の検討によって反論され又は漏えいとの関連が否定されている。本報告書においても、東電や規制機関による結論は基本的に妥当であると考える。」として、否定されていること（準備書面(5)第2の1(2)ア(9, 10頁)：本書証32頁）を明らかにする。</p>

乙第55号証

証拠の標目	東京電力福島第一原子力発電所1号機において発生した事故事象の検討 (日本学術会議ウェブサイト http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/3-140930-2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年9月30日
作成者	日本学術会議 総合工学委員会 原子力事故対応分科会
立証趣旨	本書証は、日本学術会議総合工学委員会原子力事故対応分科会が福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・国会事故調報告書が主張する、地震動による配管からの冷却材の漏えいの可能性について、「地震発生後に実際に測定された原子炉格納容器圧力の挙動と独立行政法人原子力安全基盤機構の解析結果とを比較すれば、格納容器内での冷却材の漏えいは実質的には無かったものと推定できる。また、放射線モニタ等の警報の発報が無かったことから、格納容器外での漏えいも無かったといえる。したがって、いわゆる配管破損が地震動そのものによって起きた事実はなかったといえる。」として、否定していること（準備書面(5)第2の1(2)ア（9，10頁）：本書証13

	頁)
	<ul style="list-style-type: none">・国会事故調報告書が主張する、地震動による非常用電源の機能喪失の可能性について、「1号非常用交流電源A、B系統は津波が原因で喪失したと推測するのが妥当である。」として、否定していること（準備書面(5)第2の1(2)ア（9，10頁）：本書証16頁）

乙第 56 号証

証拠の標目	福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書 (国際原子力機関ウェブサイト https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/ SupplementaryMaterials/P1710/Languages/Japanese.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 27 年 8 月 31 日
作 成 者	国際原子力機関
立 証 趣 旨	<p>本書証は、 IAEA (国際原子力機関) が福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、 IAEA が、「発電所の主要な安全施設が 2011 年 3 月 11 日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。」として、国会事故調報告書による、福島第一原子力発電所において地震動による重要な安全機能の喪失が発生した可能性があるとの主張を否定していること (準備書面(5)第 2 の 1(2)ア (9, 10 頁) : 本書証 3 頁) を明らかにする。</p>

乙第 57 号証

証拠の標目	東北地方太平洋沖地震を受けた志賀原子力発電所の対応について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/11031802.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 23 年 3 月 18 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、福島第一原子力発電所事故の発生を踏まえて、本件原子力発電所の信頼性向上対策を取りまとめ、公表したこと（準備書面(5)第 2 の 1(2)イ（11 頁））を明らかにする。

乙第 5 8 号証

証拠の標目	平成 23 年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8679751/ www.mext.go.jp/press/20110330004/20110330004.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 23 年 3 月 30 日
作 成 者	経済産業大臣
立 証 趣 旨	本書証は、経済産業省原子力安全・保安院が、補助参加人を含む各事業者に対して発出した指示文書である。 本書証によって、旧原子力安全・保安院が、各事業者に対し、「津波により 3 つの機能（全交流電源、海水冷却機能、使用済み燃料貯蔵プールの冷却機能）を全て喪失したとしても、炉心損傷や使用済み燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ冷却機能の回復を図る」ため、緊急安全対策を実施することを指示したこと（準備書面(5)第 2 の 1 (2)イ（11 頁））を明らかにする。

乙第59号証

証拠の標目	福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況についての評価結果受領について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/11051201.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年5月12日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、本件原子力発電所の「安全強化策」のうち、旧原子力安全・保安院が指示した緊急安全対策を網羅する対策が完了し、同院から妥当であるとの評価を受けていること（準備書面(5)第2の1(2)イ（11頁））を明らかにする。

乙第 60 号証

証拠の標目	平成 23 年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9395049/www.meti.go.jp/press/2011/06/20110607004/20110607004-2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 23 年 6 月 7 日
作 成 者	経済産業大臣
立 証 趣 旨	本書証は、経済産業省原子力安全・保安院が、補助参加人を含む各事業者に対して発出した指示文書である。 本書証によって、旧原子力安全・保安院が、各事業者に対し、「1. 中央制御室の作業環境の確保、2. 緊急時における発電所構内通信手段の確保、3. 高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備、4. 水素爆発防止対策、5. がれき撤去用の重機の配備」を指示したこと（準備書面(5)第 2 の 1(2)イ（11 頁））を明らかにする。

乙第 6 1 号証

証拠の標目	志賀原子力発電所におけるシビアアクシデント（過酷事故）への対応に関する措置の評価結果について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/11062001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 23 年 6 月 20 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が本件原子力発電所において実施した、シビアアクシデントへの対応に関する措置について、旧原子力安全・保安院から妥当であるとの評価を受けていること（準備書面(5)第 2 の 1 (2)イ（11 頁））を明らかにする。

乙第62号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 安全性向上のための施策の一部工事 開始について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13061701.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年6月17日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所において、新規制基準案等も踏まえ、「安全強化策」に加えて、「安全性向上施策」を講じていること（準備書面(5)第2の1(2)イ（12頁））を明らかにする。

乙第 6 3 号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 2 号機における新規制基準への適合性確認に係る申請について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14081201.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 26 年 8 月 12 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助参加人が、新規制基準の策定経緯及び内容を踏まえ、本件 2 号機の新規制基準適合性確認審査の申請を行ったこと（準備書面(5)第 2 の 1(2)イ（12 頁）） ・補助参加人が、本件 2 号機の新規制基準適合性確認審査の申請に当たり、本件敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認した上で申請を行ったこと（準備書面(5)第 2 の 4(2)イ（24 頁））

乙第 64 号証

証拠の標目	防災基本計画（抜粋） (内閣府ウェブサイト http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf よりダウンロード) [表紙, 238ないし296頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年5月29日
作 成 者	中央防災会議
立 証 趣 旨	本書証は、中央防災会議が災害対策基本法34条1項に基づき政府の防災対策に関する基本的な計画を取りまとめたものである。 本書証によって、原子力災害対策に関する基本的な事項については、本計画の原子力災害対策編において定められていること（準備書面(5)第2の2(1)（13頁））を明らかにする。

乙第 6 5 号証

証拠の標目	原子力災害対策指針 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000332851.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和 2 年 10 月 28 日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法 6 条の 2 第 1 項に基づき原子力災害対策に関する専門的・技術的事項等について定めたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するため、専門的・技術的事項等について本指針が定められていること（準備書面(5)第 2 の 2 (1) (13 頁)) ・ 原子力災害対策指針は、緊急時の意思決定のための基準となる緊急時活動レベル（E A L）及び運用上の介入レベル（O I L）の設定や予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の導入など、旧原子力安全委員会

の指針であった「原子力施設等の防災対策について」を見直し、 IAEA の安全文書の考え方や、福島第一原子力発電所事故に係る各調査委員会の報告等を考慮した上で策定されていること（準備書面(5) 第 2 の 2(1) (13, 14 頁)：本書証 1, 2 頁）

・本指針において、「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」につき、「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量

に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」とされていること（準備書面(5)第2の2(2)イ（16, 17頁）：本書証3頁）

・本指針において、「原子力災害の特殊性」として、「原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。」とされていること（準備書面(5)第2の2(2)イ（17頁）：本書証4頁）

乙第 66 号証

証拠の標目	我が国の新たな原子力災害対策の基本的な考え方について—原子力防災実務関係者のための解説— (日本原子力研究開発機構ウェブサイト https://jopss.jaea.go.jp/pdfdata/JAEA-Review-2013-015.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 25 年 3 月 28 日
作 成 者	佐藤宗平, 山本一也
立 証 趣 旨	本書証は、日本原子力研究開発機構が原子力災害対策について解説した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力基本法の改正により、平成 24 年 9 月 19 日、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議が常設されるとともに、原子力災害対策特別措置法等も改正され、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力災害対策本部長と原子力規制委員会の役割の明確化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化及び原子力災害対策指針の法定化が行われたこと（準備書面(5)第 2 の 2 (1) (1 3 頁)：本書証 12 頁） ・原子力災害対策指針は、緊急時の意思決定のための基準となる緊急時活動レベル（E A L）及び運用上

の介入レベル（O I L）の設定や予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の導入など、旧原子力安全委員会の指針であった「原子力施設等の防災対策について」を見直し、I A E Aの安全文書の考え方や、福島第一原子力発電所事故に係る各調査委員会の報告等を考慮した上で策定されていること（準備書面(5)第2の2(1)（13, 14頁）：本書証1頁）

乙第 6 7 号証

証拠の標目	よくある御質問 (内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/faq/faq.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	不明
作 成 者	内閣府
立 証 趣 旨	本書証は、内閣府が原子力災害対策について解説した資料である。 本書証によって、地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法 28 条 1 項並びに災害対策基本法 40 条及び 42 条に基づき、地域防災計画を作成し、同計画の中で原子力災害対策編を作成しており、国は、地方公共団体による地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に対し支援を行っていること（準備書面(5)第 2 の 2 (1)（14 頁）、同第 2 の 2 (2)ウ（17 頁））を明らかにする。

乙第 68 号証

証拠の標目	石川県地域防災計画（原子力防災計画編） (石川県ウェブサイト https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikeikaku/index.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年 5 月 23 日
作 成 者	石川県防災会議
立 証 趣 旨	本書証は、石川県が原子力災害対策特別措置法 28 条 1 項並びに災害対策基本法 40 条及び 42 条に基づいて作成した地域防災計画（原子力災害対策編）である。 本書証によって、石川県が、地域防災計画の一環として、原子力災害対策に係る計画を作成していること（準備書面(5)第 2 の 2(1)（14 頁））を明らかにする。

乙第69号証

証拠の標目	石川県避難計画要綱 (石川県ウェブサイト https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikeikaku/index.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年5月23日
作成者	石川県
立証趣旨	本書証は、石川県が原子力災害対策特別措置法28条1項並びに災害対策基本法40条及び42条に基づいて作成した地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成した避難計画である。 本書証によって、石川県が、地域防災計画の一環として、原子力災害対策に係る計画を作成し、同計画に基づいて避難計画を作成していること（準備書面(5)第2の2(1)（14頁））を明らかにする。

乙第 70 号証

証拠の標目	富山県地域防災計画（原子力災害編） (富山県ウェブサイト http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00004459/01373711.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年 6 月 18 日
作 成 者	富山県防災会議
立 証 趣 旨	本書証は、富山県が原子力災害対策特別措置法 28 条 1 項並びに災害対策基本法 40 条及び 42 条に基づいて作成した地域防災計画（原子力災害対策編）である。 本書証によって、富山県が、地域防災計画の一環として、原子力災害対策に係る計画を作成していること（準備書面(5)第 2 の 2 (1) (14 頁)) を明らかにする。

乙第71号証

証拠の標目	富山県避難計画要綱 (富山県ウェブサイト http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00004459/01373712.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年3月27日
作成者	富山県
立証趣旨	本書証は、富山県が原子力災害対策特別措置法28条1項並びに災害対策基本法40条及び42条に基づいて作成した地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成した避難計画である。 本書証によって、富山県が、地域防災計画の一環として、原子力災害対策に係る計画を作成し、同計画に基づいて避難計画を作成していること（準備書面(5)第2の2(1)（14頁））を明らかにする。

乙第72号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/20082101.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年8月21日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、原子力災害対策特別措置法7条1項に基づき、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成しており、石川県、志賀町及び富山県と協議の上、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に同計画の修正を届け出ていること（準備書面(5)第2の2(1)（14頁））を明らかにする。

乙第73号証

証拠の標目	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000324631.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年8月21日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が原子力災害対策特別措置法に基づき作成（修正）した、本件原子力発電所における原子力事業者防災業務計画の届出書である。 本書証によって、補助参加人が、原子力災害対策特別措置法7条1項に基づき、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成していること（準備書面(5)第2の2(1)（14頁））を明らかにする。

乙第74号証

証拠の標目	2019年度「原子力防災訓練」の実施結果報告 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/20042301.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年4月23日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、原子力災害対策特別措置法13条の2第1項に基づき、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること(準備書面(5)第2の2(1)(14頁))を明らかにする。

乙第 7 5 号証

証拠の標目	防災訓練実施結果報告書 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000309353.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和 2 年 4 月 23 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。 本書証によって、補助参加人が、原子力災害対策特別措置法 13 条の 2 第 1 項に基づき、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること（準備書面(5)第 2 の 2(1)（14 頁））を明らかにする。

乙第 7 6 号証

証拠の標目	原子力事業者防災訓練報告会の結果報告及び今年度の方針について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000322905.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和 2 年 8 月 19 日
作 成 者	原子力規制庁
立 証 趣 旨	本書証は、令和 2 年 8 月 19 日に開催された、令和 2 年度第 19 回原子力規制委員会において、原子力規制庁から同委員会に提出された資料である。 本書証によって、補助参加人が、原子力災害対策特別措置法 13 条の 2 第 1 項に基づき、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること（準備書面(5)第 2 の 2(1)（14 頁））を明らかにする。

乙第77号証

証拠の標目	平成26年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 (内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/03_h26seika.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月
作成者	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
立証趣旨	本書証は、平成26年11月2日及び同月3日に本件原子力発電所において開催された、平成26年度原子力総合防災訓練の結果を取りまとめたものである。 本書証によって、補助参加人が、国が実施する原子力総合防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(5)第2の2(1)（14頁））を明らかにする。

乙第 7 8 号証

証拠の標目	令和元年度石川県原子力防災訓練 (石川県ウェブサイト https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/genshiryokukunren/genshiryokukunren_r01.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和 2 年 4 月 2 日
作 成 者	石川県
立 証 趣 旨	本書証は、令和元年 1 月 4 日に開催された、令和元年度石川県原子力防災訓練の結果を取りまとめたものである。 本書証によって、補助参加人が、石川県が実施する原子力防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(5)第 2 の 2 (1) (15 頁)) を明らかにする。

乙第79号証

証拠の標目	「電気新聞」令和2年11月25日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年11月25日
作 成 者	日本電気協会新聞部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、令和2年11月22日に開催された、令和2年度石川県原子力防災訓練を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、補助参加人が、石川県が実施する原子力防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(5)第2の2(1)（15頁））を明らかにする。</p>

乙第80号証

証拠の標目	令和元年度富山県原子力防災訓練実施結果等について (富山県ウェブサイト http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1004/kj00021779.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年3月31日
作成者	富山県
立証趣旨	本書証は、令和元年11月4日及び同月17日に開催された、令和元年度富山県原子力防災訓練の結果を取りまとめたものである。 本書証によって、補助参加人が、富山県が実施する原子力防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(5)第2の2(1)（15頁））を明らかにする。

乙第81号証

証拠の標目	「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（志賀原子力発電所） (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shika_bousai/attach/20201224saigai-torikumi.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年12月24日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月11日の第4回原子力関係閣僚会議で決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」において、原子力災害発生時の事業者の責務と具体的対応が示されたこと等を踏まえ、補助参加人は、原子力災害対策の一層の充実を図っていること（準備書面(5)第2の2(1)（15頁）） ・補助参加人が本件原子力発電所において原子力事業者防災業務計画を作成し、事業者防災訓練を実施するとともに、国の原子力総合防災訓練及び地方公共団体の原子力防災訓練に参加するなど国、地方公共団体の防災対策に適切に協力していること（準備書面(5)第2の2(2)ウ（17頁））

乙第82号証

証拠の標目	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000027740.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年10月8日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	<p>本書証は、平成26年10月8日に開催された、平成26年度第31回原子力規制委員会における決定である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会が、「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。これは、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるものである。」としていること（準備書面(5)第2の2(2)ウ（18頁））を明らかにする。</p>

乙第83号証

証拠の標目	<p>安全目標と新規制基準について（議論用メモ） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000198792.pdf よりダウンロード） [参考資料を除く]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年8月7日
作 成 者	原子力規制庁
立 証 趣 旨	<p>本書証は、平成29年8月7日に開催された、第1回原子炉安全基本部会・第16回核燃料安全専門審査会において、原子力規制庁から提出された資料であり、安全目標や確率論的リスク評価（PRA）、新規制基準等について取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<p>・新規制基準適合性審査における確率論的リスク評価の取扱いは、「適合性審査において、事業者が、重大事故等対策を講じていないプラント状態における炉心損傷頻度や格納容器破損頻度について、確率論的リスク評価（PRA）を実施し、評価する事故シナリオを抽出・特定する。審査では、これら特定された事故シナリオに対する対策の妥当性を確認している。」ものであること（準備書面(5)第2の3(1)（18, 19頁）：本書証3頁）</p>

・再稼働後、「事業者は、施設定期検査（引用者注：現在は定期事業者検査）ごとに、新規制基準適合のための対策やその他の自主的に実施した安全向上対策を含めたプラント状態を対象に、内部事象及び外部事象の再評価、確率論的リスク評価（PRA）等の安全性向上に係る評価を自ら行い、その結果を原子力規制委員会に届出（PRA等については5年ごとに改訂）。」とされていること（準備書面(5)第2の3(2)ア（20頁）：本書証3頁）

乙第84号証

証拠の標目	各国（日本、米国、英国、仏国）における確率論的リスク評価の活用状況 (経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/jishuteki_anzensei/pdf/005_01_00.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月
作成者	経済産業省
立証趣旨	本書証は、平成27年1月21日に開催された、経済産業省総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ第5回会合の資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・新規制基準適合性審査における確率論的リスク評価の取扱いは、「事業者は、設置変更許可申請時における、シビアアクシデント対策の有効性評価の際に、個別プラントの内部事象及び外部事象（適用可能なもの）に関するP R A等を実施する。その結果、有意な影響をもたらす事故シーケンスが抽出された場合にはそれを想定する事故シーケンスグループに追加し、その事故シーケンスグループに対してシビアアクシデント対策が有効であることを確認する。シ

ピアアクシデント対策の有効性評価自体は、従来の決定論的な事象進展解析により行われ、PRAの結果は利用されない。」ものであること（準備書面(5)第2の3(1)（18, 19頁）：本書証26頁）

- 再稼働後、「事業者は、安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力発電所の安全性について、自ら評価し公表する。」とされていること（準備書面(5)第2の3(2)ア（20頁）：本書証27頁）

乙第 8 5 号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 2 号機における P R A モデル整備の取り組みについて（5）重大事故等対処設備等を考慮した出力運転時レベル 1 . 5 P R A の評価結果 (日本原子力学会ウェブサイト https://confit.atlas.jp/guide/event-img/aesj2018f/2004/public/pdf?type=in よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 30 年 9 月 6 日
作 成 者	中田睦洋ほか
立 証 趣 旨	本書証は、平成 30 年 9 月に開催された、日本原子力学会 2018 年秋の大会の資料である。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所 2 号機における重大事故等対策を考慮した全格納容器破損頻度を評価し、同学会で発表していること（準備書面(5)第 2 の 3 (2)ア（20 頁））を明らかにする。

乙第 86 号証

証拠の標目	平成 26 年度原子力規制委員会第 43 回会議議事録 (抜粋) (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11118514 www.nsr.go.jp/data/000091637.pdf よりダウンロード) (1, 2, 11ないし 18 頁)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 26 年 12 月 3 日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	<p>本書証は、平成 26 年 12 月 3 日に開催された、平成 26 年度第 43 回原子力規制委員会の議事録である。</p> <p>本書証によって、同委員会において、原子力規制庁から、「有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会がきちんと審査を行った上で許認可の要否を決定する必要があるというものでございます。法律上のプロセスだということであります。簡単に申し上げると、法律上のプロセスである適合性審査と有識者会合による評価というのは別のものであるということでございます。」として、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価にかかわらず、原子炉等規制法に基づく新規制基準適合性確認審査において敷地内断層の活動性が審議、判断されることが説明</p>

	されたこと（準備書面(5)第2の4(1)（20，21頁）： 本書証14頁）を明らかにする。
--	--

乙第 87 号証

証拠の標目	敷地内破碎帯調査に関する有識者会合の進捗状況について (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11118514 /www.nsr.go.jp/data/000086586.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 26 年 12 月 3 日
作 成 者	原子力規制庁
立 証 趣 旨	<p>本書証は、平成 26 年 12 月 3 日に開催された、平成 26 年度第 43 回原子力規制委員会において、原子力規制庁から同委員会に提出された資料である。</p> <p>本書証によって、「敷地内破碎帯の活動性についても、設置変更許可を行う際の審査項目の一つとして位置づけられており、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要がある。」として、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価にかかわらず、原子炉等規制法に基づく新規制基準適合性確認審査において敷地内断層の活動性が審議、判断されること（準備書面(5)第 2 の 4(1)（20, 21 頁）：本書証 1 頁）を明らかにする。</p>

乙第 88 号証

証拠の標目	敷地内破碎帯の追加調査計画の策定について（指示） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10159415/www.meti.go.jp/press/2012/07/20120718007/20120718007-2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 24 年 7 月 18 日
作 成 者	経済産業省原子力安全・保安院長
立 証 趣 旨	本書証は、経済産業省原子力安全・保安院が、補助参加人に対して発出した指示文書である。 本書証によって、旧原子力安全・保安院が、平成 24 年 7 月 18 日、補助参加人に対し、敷地内断層に係る追加調査計画の策定を指示したこと（準備書面(5)第 2 の 4(1)（21 頁））を明らかにする。

乙第 89 号証

証拠の標目	志賀原子力発電所敷地内シームに関する追加調査の中間報告について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/12120701.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 24 年 1 月 7 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、平成 24 年 1 月 7 日、原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出したこと（準備書面(5)第 2 の 4(1)（2 1 頁）、同第 2 の 4(2)ア（2 3 頁））を明らかにする。

乙第90号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内破碎帯に関する追加調査 中間報告書 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shika-chousa/attach/ 20121207tyuukanhoukokusyo.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年12月7日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。 本書証によって、補助参加人が、表土はぎ調査、ボーリング調査、トレンチ調査、海岸部の調査等を実施し、敷地内断層は後期更新世以降の活動性に関して問題となるものではないことを同委員会に報告したこと（準備書面(5)第2の4(1)（21頁）、同第2の4(2)ア（23頁））を明らかにする。

乙第91号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内シームに関する追加調査の報告について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13060601.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年6月6日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、平成25年6月6日、原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出したこと（準備書面(5)第2の4(1)（21頁）、同第2の4(2)ア（23頁））を明らかにする。

乙第92号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内破碎帯に関する追加調査 調査報告書 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shika-chousa/attach/ 20130606houkokusyo.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年6月6日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。 本書証によって、補助参加人が、表土はぎ調査、ボーリング調査、トレンチ調査、岩盤調査坑における調査、建設時に撮影した写真の分析、海岸部の調査、防潮堤基礎部の調査等を実施し、敷地内断層は後期更新世以降の活動性に関して問題となるものではないことを同委員会に報告したこと（準備書面(5)第2の4(1)(21頁), 同第2の4(2)ア(23頁))を明らかにする。

乙第93号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内シームに関する追加調査 最終報告書の提出について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13121901.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年12月19日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、平成25年12月19日、原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出したこと（準備書面(5)第2の4(1)(21頁), 同第2の4(2)ア(23頁))を明らかにする。

乙第94号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内破碎帯に関する追加調査 調査報告書（最終） (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shika-chousa/attach/ 20131219saishuuhoukokusyo.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年12月19日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。</p> <p>本書証によって、補助参加人が、表土はぎ調査、ボーリング調査、トレンチ調査、岩盤調査坑における調査、建設時に撮影した写真の分析、海岸部の調査、防潮堤基礎部の調査、敷地周辺の断層との関連性に関する調査等を実施し、敷地内断層は後期更新世以降の活動性に関して問題となるものではなく、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」には当たらないことを同委員会に報告したこと（準備書面(5)第2の4(1)（21頁）、同第2の4(2)ア（23頁））を明らかにする。</p>

乙第95号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第902回議事録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000332353.pdf よりダウンロード) 〔表紙、18頁〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年10月2日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、令和2年10月2日に開催された、第902回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、同審査会合において、原子力規制委員会の石渡明委員が、「志賀原子力発電所の敷地の地質・地質構造のうち、活動性評価を行う評価対象断層の選定につきましては、これで妥当な選定が行われているというふうに判断をいたします。選定された断層を対象にして、今後引き続き活動性評価を審議することといたします。」と述べ、「断層の抽出と評価対象断層の選定」について、同委員会により了承され、評価対象断層の選定が完了したこと（準備書面(5)第2の4(1)（22頁）：本書証18頁）を明らかにする。</p>

乙第96号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第875回議事録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000319489.pdf よりダウンロード) [表紙、42頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	<p>本書証は、令和2年7月10日に開催された、第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、同審査会合において、原子力規制委員会の石渡明委員が、「鉱物脈法によって新しいデータが幾つか提出されまして、一部の断層については、そういう鉱物脈法によって破碎帶の最新面を鉱物脈が切っている。あるいは鉱物脈ができてから以後、動いていないという証拠が幾つか出されてきたというのは、これは大きな進展だというふうに私は評価をいたします。このサイトにつきましては、我々の審査が始まる前に有識者会合の破碎帶調査というのが行われまして、その最後の評価書に、結論の後に、今後の課題ということで、こういう鉱物脈法とか、そのほかのいろいろな検討がまだ必要であるということが書いてあ</p>

ったわけですけれども、それが、ある意味、御社がこれを一生懸命調査していただいて、この記述が生きてきたかなという感じがしております。そういう点で、御努力に対しては敬意を表したいというふうに思っております。」と述べたこと（準備書面(5)第2の4(1)（22，23頁）：本書証42頁）を明らかにする。

乙第97号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000340397.pdf よりダウンロード) 〔1, 2頁〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月20日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和3年1月20日に開催された、原子力規制委員会委員長の定例記者会見の会見録である。 本書証によって、更田豊志・原子力規制委員会委員長が、本件原子力発電所の新規制基準適合性確認審査について、「鉱物脈法は極めて明確な、要するに断層を渡っている鉱物の年代推定ですので、立証としてはクリアな立証が可能な方法で、それによって北陸電力の立証の信頼性が格段と高まったと。ですから、これが石渡委員の発言につながったのだと思いますけれども、そこでその破碎帯に係る議論が、ここへ来て急に進んだという認識は、私も持っています。」と述べていること（準備書面(5)第2の4(1)（23頁）：本書証2頁）を明らかにする。

乙第98号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和3年1月16日（抜粹）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月16日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、令和3年1月15日に開催された、第935回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会は、補助参加人が行った上載地層法及び鉱物脈法による活動性評価の方向性を認めた上で、原子力規制庁の内藤浩行安全規制調整官が「現地を確認した上で、活動性の最終的な判断をしたいと考えている」として現地調査に言及し、同会合後、同庁の大浅田薰安全規制管理官が、現地調査の実施時期は「春以降だろう」との見通しを示したこと（準備書面(5)第2の4(1)（23頁））を明らかにする。</p>

乙第99号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和2年7月11日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月11日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、令和2年7月10日に開催された、第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、補助参加人が、同審査会合において、東京大学の研究室と共同で、分子レベルでの鉱物の観察や化学組成の分析を実施したデータを原子力規制委員会に提出したこと（準備書面(5)第2の4(2)ア（24頁））を明らかにする。</p>

乙第100号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答） (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shinsa/index.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、令和2年7月10日に開催された、第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、補助参加人が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助参加人が、同審査会合において、東京大学の研究室と共同で、分子レベルでの鉱物の観察や化学組成の分析を実施したデータを原子力規制委員会に提出したこと（準備書面(5)第2の4(2)ア（24頁）：本書証34, 37頁） ・補助参加人が、新規制基準適合性確認審査の申請前及び申請後に行った各種調査結果等を踏まえ、本件敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを原子力規制委員会に対して明らかにしていること（準備書面(5)第2の4(2)イ（24, 25頁））

乙第101号証

証拠の標目	「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の評価書案に対する当社意見書の提出について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/15081001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月10日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）の第7回会合（平成27年7月17日）において評価書案が提示されたことを踏まえ、補助参加人が、評価書案は科学的に問題があり、新規制基準にも則っていないことを述べた意見書を原子力規制委員会に提出したこと（準備書面(5)第2の4(2)ウ（25頁））を明らかにする。

乙第102号証

証拠の標目	「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について<案>」に対する意見書 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/hyoka/attach/20150810icensyo.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、有識者会合の評価書案について、原子力規制委員会に対して提出した意見書である。 本書証によって、補助参加人が、ボーリング調査、トレンチ調査等に加えて、活断層調査の事例分析、模型実験、数値シミュレーション、有識者会合メンバーが行ったモデル計算に対する検証計算等を実施し、評価書案は科学的に問題があり、新規制基準にも則しておらず、敷地内断層は新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」には当たらないことを述べた意見書を原子力規制委員会に提出したこと（準備書面(5)第2の4(2)ウ（25頁））を明らかにする。

乙第103号証

証拠の標目	「電気新聞」平成27年11月17日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月17日
作 成 者	日本電気協会新聞部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、有識者会合を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、有識者会合の評価書案に対し、小島圭二・東京大学名誉教授、濱田政則・早稲田大学名誉教授及び山崎晴雄・東京都立大学名誉教授が科学的に重大な異論を述べていること（準備書面(5)第2の4(2)ウ（25頁））を明らかにする。</p>

乙第104号証

証拠の標目	「電気新聞」平成28年2月19日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年2月19日
作 成 者	日本電気協会新聞部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、有識者会合を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、有識者会合の評価書案に対し、金折裕司・元山口大学教授、小島圭二・東京大学名誉教授及び山崎晴雄・東京都立大学名誉教授が科学的に重大な異論を述べていること（準備書面(5)第2の4(2)ウ（25頁））を明らかにする。</p>

乙第105号証

証拠の標目	「電気新聞」平成27年12月15日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年12月15日
作 成 者	日本電気協会新聞部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、平成27年11月20日に開催された、有識者会合のピア・レビュー会合を取り上げた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、ピア・レビュー会合において、レビューアーである栗田泰夫・産業技術総合研究所上級主任研究員、水野清秀・同研究所上級主任研究員らから、有識者会合の評価書案に対する科学的に重大な異論が相次いだこと（準備書面(5)第2の4(2)ウ（26頁））を明らかにする。</p>

乙第106号証

証拠の標目	レビューアーからのコメントについて (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11339083/www.nsr.go.jp/data/000130530.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月20日
作 成 者	渡辺満久, 竹内章
立 証 趣 旨	本書証は、平成27年11月20日に開催された、有識者会合のピア・レビュー会合において、レビュー アーチが書面で提出したコメントである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・竹内章・富山大学名誉教授は、有識者会合の評価書案について、「過去に変位の有無を評価したトレンチは、安全審査時で確認されているとはいえ、現在は存在しない。このため現在の有識者会合では、指示文書の指摘項目について追加調査で得られた具体的な資料、根拠に基づいて検討、判断するのが筋と考える。評価書（案）は旧トレンチの堆積物基底面の形態的特徴を断層変位と見なしたモデルを提示しているが、地震発生層で脆性破壊せずに短時間で塑性変形させる想定（高速変形）は困難であり条件設定が非現実的で不自然である。」などとして、評価書案に対して科学的に重大な異論を述べていること（準

	<p>備書面(5)第2の4(2)ウ（26頁）：本書証5頁）</p> <ul style="list-style-type: none">・渡辺満久・東洋大学教授は、有識者会合の評価書案の考え方に対し、「非常に大きな疑問がある。」と述べていること（準備書面(5)第2の4(2)エ（26頁）：本書証3頁）
--	--

乙第107号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(敷地周辺の地形、地質・地質構造) (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/20171208tisitukouzou.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月8日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、平成29年12月8日に開催された、第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、補助参加人が提出した資料である。 本書証によって、補助参加人が、富来川南岸断層等に関する渡辺満久・東洋大学教授らの論文を参照していること（準備書面(5)第2の4(2)工（26頁）：本書証4, 76, 88, 122頁）を明らかにする。

乙第108号証

証拠の標目	原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について（報告） （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/16042201.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月22日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、補助参加人が、平成21年以降、旧原子力安全・保安院からの指示に基づき、耐震安全性に関連する可能性のある国の機関等の報告、関連学会等の大会報告、論文等について、幅広く情報を収集、分析し、本件原子力発電所の耐震安全性評価への反映の要否等を検討し、同院及び原子力規制委員会に報告してきたこと（準備書面(5)第2の4(2)工（27頁））を明らかにする。</p>

乙第109号証

証拠の標目	「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を用いないことについて (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000156031.pdf よりダウンロード) 〔別添を除く〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月13日
作 成 者	原子力規制庁原子力規制部
立 証 趣 旨	本書証は、平成28年6月13日に開催された、第19回技術情報検討会において、原子力規制庁から提出された資料である。 本書証によって、国の機関等の報告、関連学協会等の大会報告、論文といった新知見の耐震安全性評価への反映の要否等については、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、審議、判断が行われること（準備書面(5)第2の4(2)エ（27頁））を明らかにする。